

2017年3月

各 位

株式会社ジャステック
常務執行役員 人材開拓部長
市田 行雄

求人資料ご送付の件

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、弊社採用活動につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ジャステックは、情報システムの企画、設計および開発を専業とする独立系システムインテグレーターとして、社員による経営参加の実践とソフトウェア技術者の将来性の追求を目指し、今日に至っております。

さて、この度は2018年3月卒業予定者向けの求人資料を送付させて頂きました。採用予定数は140名（修士・大卒：126名、専門短大卒：14名）を計画しております。私共の主旨をご理解いただき、優秀な学生諸君をご紹介賜りますよう、お願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてお願いかたがたご挨拶申し上げます。



敬具

記

1. 2018年度求人申込書
2. 募集要項
3. 会社案内
4. 青少年雇用情報シート
5. 自己申告書

以上

2018年度求人申込書(大学・大学院)

会社概要	社名	株式会社ジャステック(東証一部) http://www.jastec.co.jp/	募集職種	システムエンジニア	予約・選考方法	説明会予約	就職サイト(マイナビ、リクナビ)より説明会の予約をしてください。説明会は全国主要都市にて開催いたします。   マイナビ2018 リクナビ2018	
	所在地	(本社) 〒108-0074 東京都港区高輪3-5-23 TEL 03(3446)0295 (代) (営業所) 仙台営業所: 宮城県仙台市 沼津営業所: 静岡県沼津市 名古屋営業所: 愛知県名古屋市 大阪営業所: 大阪府大阪市 福岡営業所: 福岡県福岡市	採用予定人数	126名		選考方法	会社説明会、筆記試験(全国主要都市)、書類選考、面接(複数回) ※筆記試験は説明会開催時に実施(希望者のみ) ※筆記試験科目: 適性・国語・英語	
	事業内容	システムコンサルティング システムインテグレーション (システムの調査・分析・設計・開発及び販売)	採用学科	全学部全学科		当社特色	(1) マンパワーリース(ソフトウェア技術者の提供)ではなく、一括請負(ソフトウェア製品の提供)によるソフトウェア開発専業 (2) 業界屈指の経常利益率10.0%(過去10年平均) (3) 時代を担い、創造的かつ急進的な情報システムを擁する各産業分野のトップ企業50数社が当社の顧客 (4) 日本発のソフトウェアビジネスを展開し外貨を獲得することを目指し、仏国企業とのM&Aによる提携を具体化し、世界への挑戦を開始 (5) オープンな能力主義と社内民主主義	
	代表者	代表取締役社長 中谷 昇	募集要項	応募資格	2018年3月卒業見込みの者	その他の	福利厚生	社会保険…雇用、健康、厚生年金、厚生年金基金 各種制度…財形貯蓄、退職年金(確定給付型年金、確定拠出型年金)、定年後再雇用、従業員持株施設 施 設…社員寮、健康保険組合保養所 健康管理…年1回の健康診断および年2回のメンタルヘルスチェック(うち1回はストレスチェックを含む) 年間行事…新入社員歓迎会、創立記念式典等 サークル…野球、サッカー、テニス、バスケット、スキー、ゴルフ、登山、芸術鑑賞、映画鑑賞、スポーツイベント観戦、食べる会、等
	創立	1971年7月	提出書類	応募方法	学校・教授推薦または自由応募		教育・研修	基礎・応用・キャリア教育からなる独自のライフサイクル型教育体系があり、社員各自の技術レベル、将来の目標に応じてカリキュラムを実施しています。このライフサイクル型教育体系には新人の教育に限らず、2年目以降のカリキュラムも組まれており、100以上の講座から業務上の必要性および本人の目標に基づいて選択的に受講することができます。
	上場取引所	東京証券取引所 市場第一部	応募書類	提出書類	(1)履歴書(Web入力) (2)成績証明書 (3)卒業見込証明書 (4)推薦書(学校・教授推薦の場合)		書類提出先及びお問合せ先	〒108-0074 東京都港区高輪3丁目5番23号 株式会社ジャステック 人材開拓部 人材開拓課宛 TEL (0120)446-295(フリーダイヤル) E-mail : recruit@jastec.co.jp
	関連会社	JASTEC FRANCE S.A.S. (仏国)	応募縮切	応募縮切	定員になり次第縮切		障害者採用	身障者の方の採用を積極的に行っております。ご応募お待ちしております。
	社員数	1,211名(男:948 女:263)(2016年11月期)	勤務地	勤務地	本社および各営業所(仙台、沼津、名古屋、大阪、福岡) ※営業所の配属予定数については、若干名を予定。 ※将来的に業務都合および本人希望により、各営業所へ異動する場合があります。			
	資本金	22億3,800万円	勤務時間	勤務時間	午前9時～午後6時			
	売上高	162億2,600万円(2016年11月期)	休日休暇休業	休日休暇休業	完全週休2日制(土・日)、祝日及び年末年始、夏期(3日間)、有給(初年度10日、最高20日)、リフレッシュ、慶弔、産前産後、育児、介護等			
経常利益	22億円(2016年11月期)	初任給	初任給	(本社採用:2016年4月実績) 大学院修士修了:223,000円(24歳) 大学学部卒業:207,000円(22歳)				
経常利益率	13.6%(2016年11月期)	諸手当	諸手当	通勤手当、時間外手当等				
主要取引先	コンピュータ、計測器、精密機器、自動車、建設、通信機器、金融、証券、生命保険、損害保険、信販、電力、運輸、流通、旅行、食品、化学、商社、電機、マスコミ、サービス等の企業	賞与	賞与	年2回(2016年実績 夏・冬合計) ・入社初年度 2.5ヶ月 ・入社2年目 3.5ヶ月 ・入社3年目 4.5ヶ月 ・入社4年目以降 5.0ヶ月 ※会社の業績により、上記賞与とは別に、業績賞与を支給する場合があります。				
認定/認証等	(1) CMMI® (2) ISO9001認証(JQA-1403) (3) ISO14001認証(JQA-EM4485) (4) ISO/IEC27001認証(JQA-IM0325) (5) プライバシーマーク制度認定(B820012) © CMM is registered in the U.S. Patent and Trademark Office by Carnegie Mellon University.	昇給	昇給	年1回(12月)				

青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	株式会社ジャステック	求人番号		記入日： 平成 年 月 日
------	------------	------	--	---------------

1 募集・採用に関する情報

	企業全体の情報			【 】に関する情報		
	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
① 直近3事業年度の新卒者等の採用者数	144 人	114 人	78 人			
直近3事業年度の新卒者等の離職者数	4 人	8 人	18 人			
② 直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	99 人	84 人	60 人			
直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	45 人	30 人	18 人			
③ 平均継続勤務年数	10.7 年			年		
※ 従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	34.1 歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

① 研修の有無及びその内容	有・無	入社前教育・入社時共通教育・OJT・基礎教育・応用教育・キャリア教育
② 自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	情報処理技術者試験の受験料補助制度・通信教育受講料補助制度
③ メンター制度の有無	有・無	
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	I P A有資格を基準とした社内認定（基本情報技術者など）

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

	企業全体の情報		【 】に関する情報	
	女性	男性	女性	男性
① 前事業年度の月平均所定外労働時間	25.3 時間		時間	
② 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	10.51 日		日	
③ 前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	20 / 20 人	0 / 45 人	/ 人	/ 人
④ 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0 %	管理職 2.2 %		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 株式会社 ジャステック
 事業所所在地 東京都港区高輪3-5-23
 代表者名 中谷昇



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

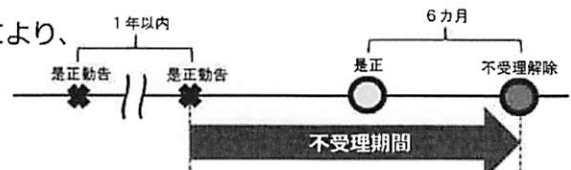
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

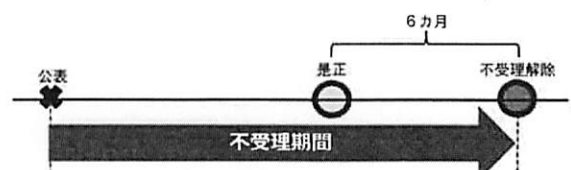
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



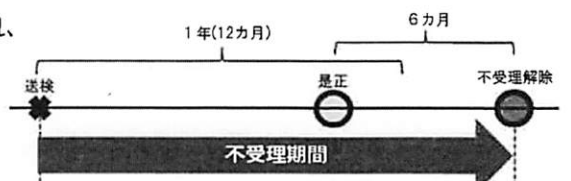
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。